

東金市外三市町清掃組合における女性活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 3 月 24 日
東金市外三市町清掃組合

東金市外三市町清掃組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、管理者が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、女性職員の活躍推進委員会を総務課総務係に設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた目標

◎女性職員の活躍に関する状況把握、課題分析

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき女性職員の職業生活における活躍に関する情報を把握し、改善すべき事項について分析を行った。

(1) 採用職員の女性の割合

平成 27 年度 4 月 1 日現在

区分	全職員数(人)	うち女性(人)	女性職員比率 (%)
計	15	2	13.3

* 派遣職員を除く。

(2) 平均継続勤務年数の割合（男女の差異）

平成 27 年 4 月 1 日現在

職員全体	男性職員	女性職員
21 年 6 ヶ月	21 年 11 ヶ月	18 年 10 ヶ月

* 派遣職員を除く

(3) 超過勤務の状況

平成26年度実績

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人当たりの時間外勤務時間	4.3	3.75	2.30	4.95	2.15	2.35	3.95	9.10	1.30	4.4	1.55	3.75

(4) 役職段階での女性職員の割合

平成27年4月1日現在

区分	全体(人)	男性職員(人)	女性職員(人)
管理職	7	7	0
係長職	2	2	0

(5) 男女別の育休取得率

平成26年度取得率 男性職員 0.0%、女性職員 0.0%

(6) 男性職員の配偶者出産休暇等の取得率

平成26年取得率 0.0%

◎女性職員の活躍に向けた目標

女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事項について分析を行った結果、次のとおり目標を設定する。

(1) 管理的地位への女性職員の登用

①平成32年度までに、係長相当職以上の女性職員の割合を20%まで引き上げる。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け次に掲げる取組みを実施する。

(1) 管理的地位への女性職員の登用

①平成28年度より、出産・子育てなど個々の女性職員の事情に応じて、個別に育成方針を立てるなど、柔軟な人事を考案する。

②平成28年度より、女性職員を総務・業務を問わず、多様なポストに積極的に配置する。

③平成28年度より、係長相当職への配置を念頭に置いた人材育成を行う。